

# 三田ヶ谷小学校ガイドライン（保護者用）Version15

令和4年6月17日(金)

◎波線が新たに加除修正となった内容です。

- 常時、教師も児童も正しいマスクの着用（鼻と口の両方を覆った状態）を原則とする。ただし、次の場合はマスクを着用しなくて良い。
  - ・屋外において、人との距離が確保できる場合
  - ・屋外において、人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合。
  - ・プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業
  - ・登下校（ただし、会話はしない）

## 登校前・登校時

- 毎朝、朝食前に検温を行い、健康観察カードに記入する。健康観察カードは、毎日学校に持参する。
- 緊急事態宣言中（まん延防止等も含む）は、発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内（祖父母、父母、兄弟姉妹等）に体調不良者がいる場合は登校させない。
- 登校時には、~~正しいマスクの着用（鼻と口の両方を覆った状態）を原則とする。~~熱中症予防のため、あるいは身体的距離が保たれていれば、マスクを外す。着用しなくても良い。（ただし、身体的距離を保つか、または会話はしない。マスクを外すことができない場合や外したくない場合は、この限りではない。）
- 熱中症予防のため、登校時に、黄色の雨傘を日傘として使用しても良い。
- 通学班では、1列になり、前後を空けて歩く。
- ~~□ 校舎に入る前に、非接触型体温計で検温を行う。~~
- 職員室前の消毒スプレーで手の消毒を必ず行う。教室に入る前に、うがいも行う。
- 朝マラソンは実施する。ただし、緊急事態宣言中は、児童が距離を保てるように工夫をして実施する。走るコースは、玄関前をスタートし、第1校庭、第2校庭を走り、玄関前で1周とする。

## 授 業

## 【全般】

- 2方向の窓やドアを開け、常時換気をする。室温低下による健康被害が生じないように、児童には温かい服装・防寒目的の服装の着用について柔軟に対応する。エアコン使用時も換気を行う。
- CO<sub>2</sub>モニターを設置し、二酸化炭素濃度を測定する。
- 不必要な身体接触をさける。
- 座席は、1m（できれば2m）の間隔をあける。  
（40名まで1教室可）
- 対面にならないように座る。
- 共有の教材等を使用する際は、使用後に手洗いをを行う。
- 児童同士の貸し借りはしない。

## 【教科ごとの留意点】

- 児童が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループ活動は緊急事態宣言中に行わない。緊急事態宣言が出されていない場合は、正しくマスクを着用すればこの限りではない。
- 近距離で一斉に大きな声で話す活動は緊急事態宣言中に行わない。緊急事態宣言が出されていない場合は、正しくマスクを着用し、身体的距離を保っていればこの限りではない。

### <理科>

- 児童同士が近距離で活動する実験や観察は緊急事態宣言中に行わない。緊急事態宣言が出されていない場合は、正しくマスクを着用し、身体的距離を保っていればこの限りではない。

### <音楽科>

- 児童が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏は緊急事態宣言中に行わない。緊急事態宣言が出されていない場合は、正しくマスクを着用し、身体的距離を保っている合唱、身体的距離を保っている管楽器演奏（リコーダー、鍵盤ハーモニカ等）は、この限りではない。

※緊急事態宣言中は、屋内（教室・体育館）での全校児童による合唱及び管楽器演奏は、正しいマスクの着用並びに身体的距離を保っていても不可である。したがって、鼓笛の練習等は屋外で実施する。

### <図画工作科>

- 児童同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動は緊急事態宣言中に行わない。緊急事態宣言が出されていない場合は、正しくマスクを着用し、身体的距離を保っていればこの限りでは

ない。

### <家庭科>

- 児童同士が近距離で活動する調理実習は、緊急事態宣言中に行わない。緊急事態宣言が出されていない場合は、正しくマスクを着用し、身体的距離を保っていればこの限りではない。

### <体育科>

- 児童が密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする活動は、緊急事態宣言中に行わない。ただし、濃厚接触が起こらないようルールを変更・工夫する場合は、この限りではない。
- 緊急事態宣言中は、全校児童が体育館等、室内で一斉に運動しない。校庭で運動をする場合でも、身体的距離を十分にとり、実施する。クラスごと、2～3学年ごとで使用しても構わない。
- ~~緊急事態宣言中は、可能な限り屋外で実施する。~~
- ~~児童は、授業中マスクを外す。着用しなくて良い。感染症が心配な児童はマスクの着用もよいこととする。ただし、体調の変化には十分に注意する。(ただし、マスクを外すことができない場合や外したくない場合は、この限りではない。)~~
- 教師も、授業中マスクを着用しなくて良い。
- 授業中は、児童間の距離を確保する。
- 授業後に手洗い及びうがいを徹底する。

### 休み時間

- 休み時間も、常時マスクを着用する。ただし、外遊びをする時は、マスクを着用しなくて良い。
- 過度に接触するような遊びは避ける。
- 廊下や階段での接触をさけるため、右側通行を遵守する。
- 休み時間ごとに、石けんで手洗いを行う。外で遊んだ後は、うがいも行う。水道の蛇口は、1つおきとする。
- タオルやハンカチ等の貸し借りは行わない。
- ~~緊急事態宣言中（まん延防止等も含む）は、トイレが密にならないように、学年ごとに時間差をつける。~~
- 必要のない他の教室や他の階には行かない。
- 水筒の中身を飲む場合は、自分の席で飲む。

### 給 食

- 給食前に、手洗いを徹底する。
- 緊急事態宣言中の配膳は、児童の担当を制限し、教員が中心となつて行う。
- 配膳中及び給食中は、可能な限り会話を控える。ただし、緊急事態宣言中は会話をしてはいけない。
- 対面にならないように、全員が前を向く。
- 給食を食べる時以外は、マスクを着用する。
- 返却の際、配膳室には、人数を制限して入室する。他の児童は入口で待つ。
- 東階段から降りて、配膳室へ返却する。

### 歯みがき

- 手洗い場が、密にならないように、各学年ごとに時間差をつける。

### 清 掃

- 密閉となる場所は清掃しない。トイレや手洗い場の掃除は、十分な換気及びゴム手袋を着用するなどの感染防止対策を十分に行い、児童が行う。
- マスクを着用して清掃を行う。
- 換気をして清掃を行う。
- 清掃用具は、できるだけ同じ物（ほうき、ちり取り等）を使用する。
- 終了後は手洗いを行う。

### 下 校

- ~~□ 全学年で 齊に下校する際は、方面別に時間差をつけて玄関前に集合し、下校する。＊学年ごとの場合は、この限りではない。~~
- ~~□ 下校時には、正しいマスクの着用（鼻と口の両方を覆った状態）を原則とする。熱中症予防のため、あるいは身体的距離が保たれていれば、マスクを外す。着用しなくても良い。（ただし、身体的距離を保つか、または会話はしない。マスクを外すことができない場合や外したくない場合は、この限りではない。）~~
- 熱中症予防のため、下校時に、黄色の雨傘を日傘として使用しても良い。

- 帰宅後は、必ず手洗いとうがいをを行う。

### 児童下校後

- 教職員が教室やトイレなど、多くの人が手を触れる場所を消毒する。
- 教職員が共有の教材・教具を消毒する。

### 体調不良者への対応

- 体調不良者専用のトイレを1階トイレとする。
- 発熱をした児童が保健室で休む場合、他の児童を保健室に入室させない。
- 対応する教職員は、十分な感染防止対策を行い、対応する。~~手袋、ガウン、フェイスシールド、防護メガネを着用する。~~
- 登校後に発熱等の風邪の症状がみられる場合あるいは体調不良の場合は、すぐに帰宅させる。
- 緊急事態宣言中（まん延防止等も含む）は、体調不良で早退する場合は、その兄弟姉妹も一緒に帰宅させる。

### 来校者への対応

- 氏名、来校時間、体温等を記入してもらう。
- 正しいマスクの着用（鼻と口の両方を覆った状態）を徹底する。

#### 【参考文献】

- 夏季における児童生徒のマスクの着用について（文部科学省）
- リーフレット「マスクの着脱、メリハリつけて！」（埼玉県教育委員会）
- 学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（埼玉県教育委員会）
- 夏季休業期間終了後の市町村立学校の対応について（埼玉県教育委員会）
- 小学校、中学校及び高等学校における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（文部科学省）
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校の対応について（埼玉県教育委員会）
- 感染拡大に伴う市町村立学校における部活動の対応について（埼玉県教育委員会）
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底及び部活動の中止等について（埼玉県教育委員会・羽生市教育委員会）
- 緊急事態宣言の期間延長に伴う市町村立学校の対応について（埼玉県教育委員会）

- 緊急事態宣言に伴う今後の対応について（埼玉県教育委員会・羽生市教育委員会）
- 学校における感染防止対策の更なる徹底について（埼玉県教育委員会）
- 通常登校におけるガイドラインVersion3（埼玉県教育委員会）
- 学校再開後の場面ごとの対策（埼玉県教育委員会）
- 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（文部科学省）
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルVersion5（文部科学省）
- 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準Version5（文部科学省）
- 新型コロナウイルス感染症を踏まえた部活動について（羽生市中学校長会）
- 厚生労働省ホームページ